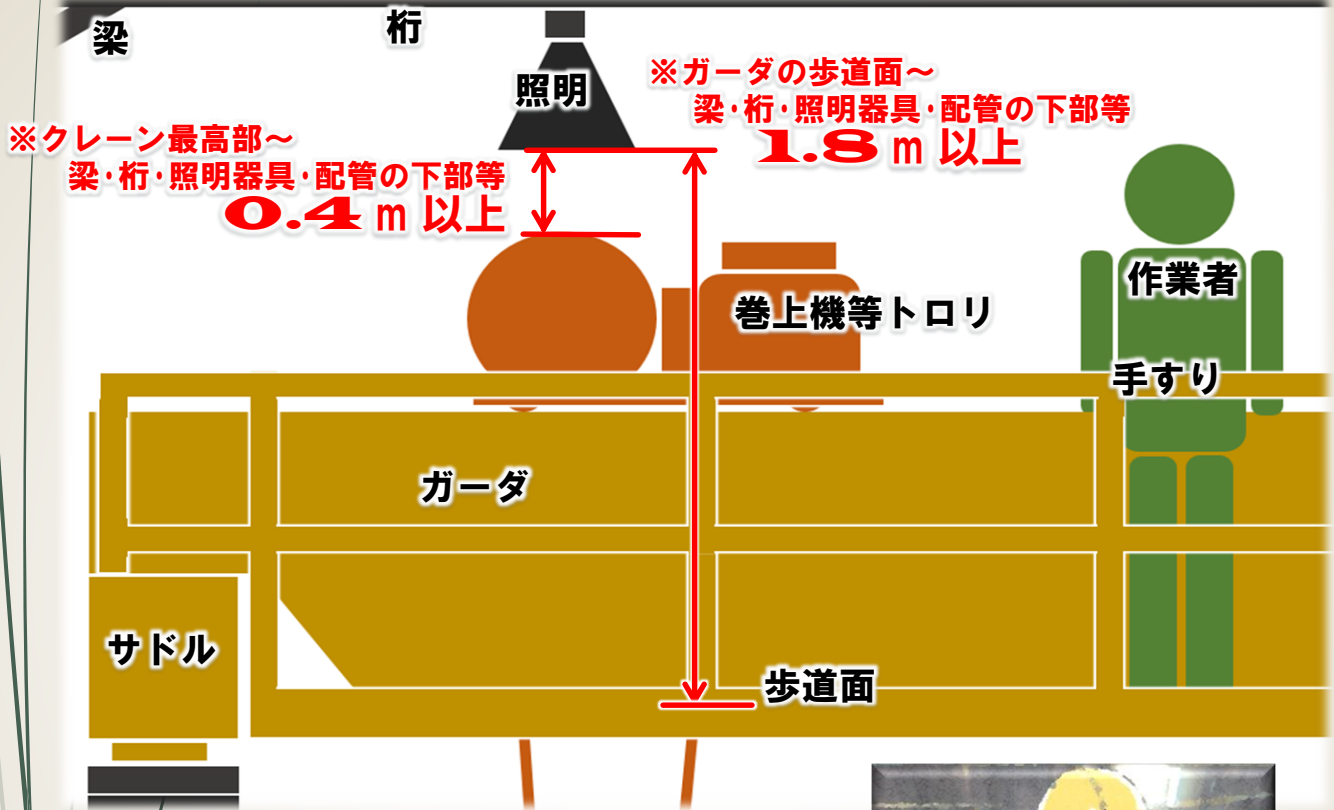


天井クレーン等を設置している 事業場のみなさまへ

クレーン等安全規則（以下「クレーン則」）第13条では、
建設物の内部に設置されているクレーン（*1）（*2）と建設物等との間隔
（＝法定間隔、下図の※）が規定されています。



*1
走行クレーン
（天井クレーンや橋形クレーン等）で、
・クレーンガードを有しないもの
・クレーンガードに歩道を有しないもの
を除きます。

*2
下記のクレーンは適用されません。
①昭和37年11月1日時点で、建設物の内部に設置されていたもの
②昭和37年11月1日時点で、設置の工事が行われていたもの
③昭和37年11月1日時点で既にあった建設物の内部のランウェイに設置されるもの



法定間隔が確保されなくなる原因として、建物内部の改造や天井付近に設置されている電気設備及び配管レイアウト等の変更等によることが挙げられます。

上記*1、*2を除くクレーンは法定間隔確保が義務です。
法定間隔適用外のクレーンも、安全措置のために法定間隔確保をお願いします。

【災害事例1】

事業場内の倉庫内でメンテナンス作業中、クレーンが停止したため、被災者は停止した原因となったものを搬出した。その後クレーンの運転を再開したところ、ガーダ付近にいた被災者がクレーンガーダと建屋構造物（*災1）に挟まれ被災した。

*災1の離隔距離は10cm未満だった。

【災害事例2】

作業員2名が工場に設置された天井クレーンのガーダに備えた歩道上で作業中、作動試験でクレーンを走行させるため歩道上の作業員に座るよう指示しクレーンを走行させていたところ、被災者が立ち上がり、工場建屋の梁とクレーンの制御盤との間（*災2）に頭部を挟まれ死亡した。

*災2は離隔距離0.4m未満だった。

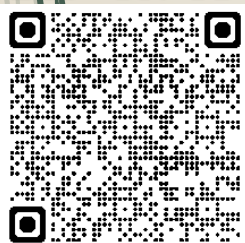
性能検査では、クレーン則第13条の措置が適切でない場合、完全な合格は見込めません。
有効期間の更新に影響することもあります。

安全措置の確保を含め、クレーンの改造・修繕・休止等を行う場合、所轄の労働基準監督署（以下「所轄署」）へ所定の手続きが必要になることがあります。

休止報告や変更届などの
所轄署への届出は、窓口のほか
電子申請でもできるよ！

神奈川労働局サイト

安全衛生関係
(災害防止対策、手続等)



お問い合わせは
お近くの労働局、労働基準監督署へ